

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和 7 年 6 月 27 日

国土交通省関東地方整備局

横浜港湾空港技術調査事務所長 廣瀬 好明

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本委託については、東京湾における炭素の吸収・排出評価を目的に多重空間スケールを対象とする非構造格子有限体積法数値計算システム（東京湾環境計算システム）の構築を検討するものである。

これらの業務を遂行するためには、質量及び運動量保存性に優れる有限体積法を採用した世界標準の非構造格子数値モデルを用いた研究実績、生物地球化学モデルに精通した研究実績、観測値を活用した炭素吸収・排出評価に係る研究実績を有している必要があることから、下記の応募要件を満たし、本委託の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本委託に必要な特殊な技術力を有している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 委託概要

(1) 委 託 名

令和 7 年度 東京湾における炭素の吸収・排出評価に関する研究委託

(2) 委託内容

- 1) 非構造格子の流動モデルと生物地球化学モデルを連成させた数値再現予測システム（プロトタイプ）を改良し、炭素の吸収・排出量について検討する。
- 2) 水質観測値を用いた炭酸系の時系列推定値に基づく炭素の吸収・排出量について評価する。

(3) 履行期限

令和 8 年 3 月 6 日

3. 委託目的

本委託は、東京湾における炭素の吸収・排出評価を目的に多重空間スケールを対象とする非構造格子有限体積法数値計算システム（東京湾環境計算システム）の構築を検討するものである。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 参加意思確認書の提出期限の日から特定する日までに関東地方整備局から指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号）に基づく指名停止を受けている期

間中でないこと。

- ③ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (2) 技術力に関する要件（以下①～③の全てを満たすこと）
- ① 質量及び運動量保存性に優れる有限体積法を採用した世界標準の非構造格子数値モデルを用いた研究実績を有すること。
 - ② 生物地球化学モデルに精通した研究実績を有すること。
 - ③ 観測値を活用した炭素吸収・排出評価に係る研究実績を有すること。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒221-0053 神奈川県横浜市神奈川区橋本町 2-1-4
国土交通省関東地方整備局横浜港湾空港技術調査事務所総務課品質管理係
電話 045-461-3892

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和7年6月27日から令和7年7月17日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く毎日9時15分から18時00分まで（最終日は参加意思確認書提出時刻である12時00分まで））

(1) に同じ場所で配付する。

交付方法：書面にて交付する。なお、交付を受ける際には応募要件を満たす者の関係者であることを証することのできる社員証等の身分証明書を持参すること。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和7年7月17日12時00分

提出場所：(1) に同じ。

提出方法：持参、郵送等（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）によるものとし、提出期限までに必着するものとする（FAX、電子メール等によるものは受付しない。）。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5. (1) に同じ。
- (3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：別途通知する。
- (4) 詳細は説明書による。